

北海道告示第11061号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 漁業者の名称 瀬棚郡内水面漁業協同組合
及び住所 瀬棚郡今金町字今金445番地の8
- 2 漁業権の免許番号 檜内共第1号、檜内共第2号及び檜内共第3号
- 3 変更の内容 次のとおり

「次のとおり」は省略し、水産林務部水産局漁業管理課及び檜山振興局産業振興部水産課に備え置いて縦覧に供する。

- 4 変更した遊漁規則 平成30年11月28日
の施行の日